

木質バイオマス利用促進整備（拡充）

木材利用及び木材産業体制の整備推進（ハード分）

<強い林業・木材産業づくり交付金>

1. 趣旨

木質バイオマスのエネルギー利用は、地球温暖化の防止、廃棄物の減量化による循環型社会の形成、地域の未利用資源を活用した産業の育成等に資することから、これまで林地残材の収集・運搬の効率化に資する機材の導入や発電施設、熱利用施設等の整備を図ってきた。

その結果、近年、各地で木質バイオマスをエネルギー利用する取組が見られ、その利用施設数も着実に増えている。

また、製品の原料として利用する取組も進んでいるが、木質バイオマス全体では、間伐材を含む林地残材を中心として発生量の半数近くが利用されていない。

このような状況の中、木質バイオマスの一層の利用促進を図るためには、木質バイオマスの安定的で低コストな生産と年間を通じた利用を確保する必要がある。

このため、今般、対象施設及び事業実施主体について拡充することにより、民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等が一体となって、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として総合的に利活用する体制を整備し、もって地域材利用の推進を図るものとする。

2. 事業内容

(1) 林地残材利活用機材

林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備を行う。

(2) 木質バイオマス供給施設

未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設に加え、製品の原料として利活用する木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備を行う。

(3) 木質バイオマスエネルギー利用施設

公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入を行う。

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域に限る。）

4. 交付率

定額（1/2，1/3）

5. 事業実施期間

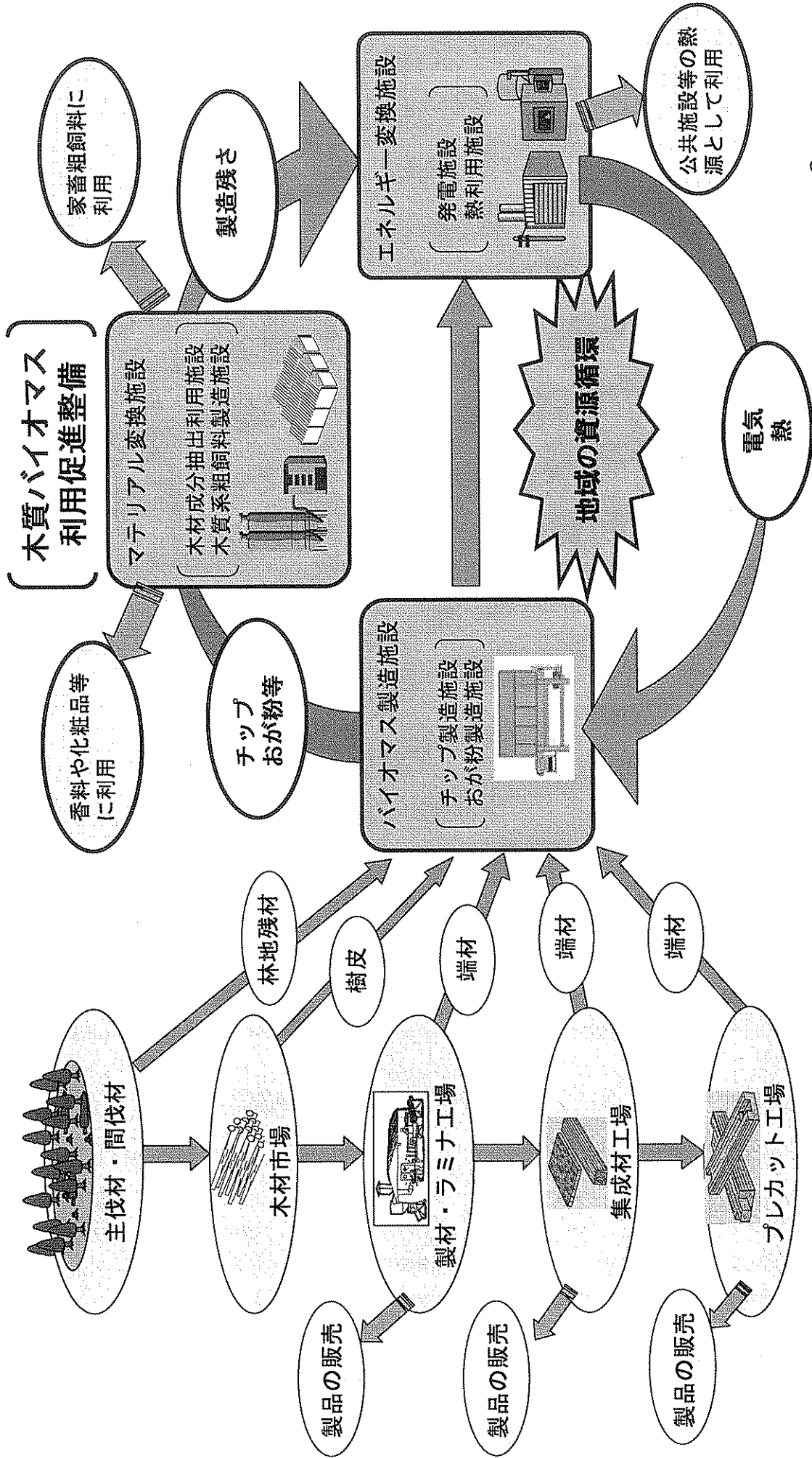
平成17年度～平成21年度

6. 平成18年度概算決定額

強い林業・木材産業づくり交付金6,990,037千円の内数
(7,809,406千円の内数)

(林野庁木材課)

木材・木質バイオマスの循環利用



地域材利用の拡大 木材産業の発展